

三次市教育委員会議案第 4 6 号

三次市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成 2 1 年 3 月 1 8 日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市教育委員会公印規則の一部を改正する規則（案）

三次市教育委員会公印規則（平成 1 6 年三次市教育委員会規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 2 項中「，総務企画部総務課長及び総務企画部情報課長」を「，総務部総務課長及び総務部秘書広報課長」に改める。

別表第 1 中

「

三次市立学校印	古印体 篆書体	方 4 5 ミリ	木製	卒業証書用	(12)	1
---------	------------	----------	----	-------	------	---

」を

「

三次市立学校印	古印体 篆書体	方 4 5 ミリ	木製	卒業証書用	(12)	1
奥田元宋・小由女 美術館長の印	古印体	方 1 8 ミリ	木製	奥田元宋・ 小由女美術 館長名をも って発する 文書	(13)	1
三次市立図書館長	古印体	方 2 1 ミリ	木製	三次市立図	(14)	1

の印				書館長名を もって発す る文書		
三次市立図書館の 印	篆書体	方 2 4 ミリ	木製	三次市立図 書館名をも って発する 文書	(15)	1

」に

改める。

別表第 2 中

「

(12)

学	三
校	次
印	市立

」を

「

(12)

学	三
校	次
印	市立

(13)

奥	田	元	宋
・	小	由	女
美	術	館	長

(14)

長	図	三
之	書	次
印	館	市立

(15)

館	立	三
之	図	次
印	書	市

」に改める。

附 則

この規則は，平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。